

令和5年度奈良県医療費増加要因分析業務委託 公募型プロポーザル説明書

令和5年度奈良県医療費増加要因分析業務委託公募型プロポーザル説明書（以下「説明書」という。）は、奈良県（以下「本県」という。）が令和5年度奈良県医療費増加要因分析業務（以下「本業務」という。）の受託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するためにその募集手続その他必要な事項を定めるものである。

1 公募型プロポーザル実施の目的

本公募型プロポーザルは、本業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を本業務の受託候補者として特定することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 令和5年度奈良県医療費増加要因分析業務
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで
- (3) 業務内容 別に定める「令和5年度奈良県医療費増加要因分析業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (4) 委託上限額 4,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 実施スケジュール（予定）

現在未定の項目については、参加申込書の提出者に対して別途通知する。
災害や感染症の発生等により、スケジュールを変更する可能性がある。

	項目	期日等
①	公告（公募開始）	令和5年 6月 1日（木）
②	質問受付期限	令和5年 6月 8日（木）午後5時
③	質問回答	令和5年 6月 15日（木）
④	参加申込書等の受付期限	令和5年 6月 20日（火）午後5時
⑤	企画提案書等の受付期限	令和5年 6月 27日（火）午後5時
⑥	プロポーザル審査委員会 （プレゼンテーション及び質疑応答）	令和5年 7月上旬頃
⑦	選定結果通知	

4 参加資格

単体事業者にあつては、次に掲げる要件のうち(1)～(8)の全てを満たすこと、複数の事業者で構成される共同事業体にあつては、次に掲げる要件の(9)を満たすことを必要とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て中又は更生手続き中でないこと。
- (4) 課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納が無いこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる。
 - ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。
 - ⑥ 本県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(下記⑦において「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる。
 - ⑦ 下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記⑥に該当する場合を除く。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったと認められる。
 - ⑧ 本県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められる。
- (7) 公告日から過去5年以内に国又は地方公共団体(国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。)と、本業務と同規模以上の医療分野に係る調査分析業務を受注し、誠実に履行した実績を有していること。
- (8) 医学的な見地から分析する必要があるため、医療経済学、臨床疫学、公衆衛生学、統

計学、情報学の系統的な知識を有する医師と連携していること。

(9) 共同事業体にあつては、次の要件①～⑤の全てを満たすこと。

- ①共同事業体を構成する構成員（以下「構成員」という。）の全てが、上記（1）～（6）の要件を満たすこと。
- ②共同事業体のいずれかの構成員において、上記（7）及び（8）の要件を満たすこと。
- ③本プロポーザル手続及び本契約（契約に至った場合）に係る一切について本県との連絡窓口を務める共同事業体の代表者が、構成員の中から選定されていること。
- ④本業務を受託するに当たっての各構成員の役割分担が明確であること。
- ⑤構成員の全てが、単体事業者又は他の共同事業体の構成員として本プロポーザルに応募していないこと。

5 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

- ①担 当 部 署：奈良県福祉医療部医療・介護保険局
医療保険課医療費適正化推進係
- ②問い合わせ先：〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地（奈良県庁本庁舎主棟 3 階）
TEL 0742-27-8547（直通）
FAX 0742-27-0445
※平日午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 説明書等の配布

- ①配 布 期 間：令和 5 年 6 月 1 日（木）～令和 5 年 6 月 27 日（火）
- ②配 布 方 法：以下の掲載場所よりダウンロードすること。
本県ホームページのトップページ
→右上「メニュー」アイコン→右上「組織から探す」
→県の組織 →本庁 →医療保険課 →新着情報

(3) 参加申請関係書類の提出

- ①提 出 期 限：令和 5 年 6 月 20 日（火）午後 5 時 必着
※提出期限後に到着した提出書類は無効とする。
※郵便事故等により、期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議は認めない。
- ②提 出 場 所：上記（1）に同じ
- ③提 出 方 法：郵送
※配達記録が確認できる方法により提出すること。
※持参（平日午前 9 時から午後 5 時まで）も認めるが、必ず事前に電話連絡をすること。
- ④提 出 書 類：下記（4）のとおり
- ⑤提 出 部 数：各 1 部

(4) 参加申請関係書類

- ①参加申込書 [様式 1]
 - ②事業者概要書 [様式 2]
 - ③業務案内 (リーフレット等)
 - ④納税証明
 - ・課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税に滞納のない証明書を添付すること。
 - ・納税証明は発行日から 3 ヶ月以内のものとする。
 - ⑤同種業務実績 [様式 3]
 - ・業務の実績については、公告日から過去 5 年以内の国又は地方公共団体 (国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。) と、本業務と同規模以上の医療分野に係る調査分析業務の契約実績を具体的に記載すること。
 - ・実績を証明できる書類 (契約書等) の写しを添付すること。
 - ・本様式には、応募者を判読できるような記載及び用紙の使用をしないこと。
- ◆共同事業体で参加する場合は、上記①～⑤の書類とあわせて以下の書類を提出すること。
- ⑥共同事業体構成員届出書 [様式 4]
 - ⑦共同事業体協定書 (写し)
 - ⑧共同事業体権限委任状 [様式 5]
- ※②～⑤は全ての構成員について提出すること。
※②の「その他特記事項」の欄には、それぞれ本業務を受託するに当たって分担する役割を具体的に記載すること。
※⑤には、様式自体に構成員の名称及びそれが推測されるような事項を記載することなく、いずれの構成員の分か判別可能な状態 (付箋の活用等) で提出すること。

(5) その他

- ①上記 (4) の書類の提出後に、参加辞退する場合は、速やかに上記 (1) へ電話連絡するとともに、辞退届 [様式 12] を持参又は郵送により提出すること。
- ②上記 (4) の書類の提出後に、本県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがある。
- ③その他、書類の作成に当たっては、下記 9 (5) 「失格事由」及び 15 「その他」を熟読し、留意すること。

6 事前説明会

本プロポーザルの実施にかかる説明会は行わない。

7 質疑・回答

- | | |
|----------|--|
| (1) 受付期間 | 令和 5 年 6 月 1 日 (木) ～令和 5 年 6 月 8 日 (木) 午後 5 時 必着 |
| (2) 質疑様式 | 質問票 [様式 11] |
| (3) 提出方法 | FAX により、上記 5 (1) に提出すること。 |

※必ず提出後に到着確認の電話連絡を行うこと。

※送信票等は不要。

(4) 回答予定日 質疑受付期間終了後～令和 5 年 6 月 15 日（木）

(5) 回答方法 質問への回答は上記 5（2）②に記載する場所へ掲載する。

※競争上の地位とその他正当な利益を妨げる恐れのあるものを除いて回答する。

※ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

※なお、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案関係書類の提出

①提出期限：令和 5 年 6 月 27 日（火）午後 5 時 必着

※提出期限後に到着した提出書類は無効とする。

※郵便事故等により、期限内に提出場所に到達しなかったことによる異議は認めない。

②提出場所：上記 5（1）に同じ

③提出方法：上記 5（3）③に同じ

④提出書類：下記（2）のとおり

⑤提出部数：正本 1 部（下記（2）の①～⑥）

副本 8 部（下記（2）の②～⑥）

⑥留意点：・下記（2）を企画提案書一式として、A4 片面（必要に応じ A3 折り込みも可）で提出すること。

・副本は審査用であるため、応募者を判読できるような記載及び用紙の使用をしないこと。

(2) 企画提案関係書類（企画提案書一式）

①企画提案書（鑑） [様式 6]

②本業務に関する提案

各提案 3 ページまでとする。例などを用いて、具体的に提案すること。

ア 医療費及び医療費増加因子の整理手法の提案 [様式 7-1]

本県の医療費の課題や医療費増加因子を洗い出すために行う分析及び整理の手法や考え方を提案すること。

イ 医療費と医療費増加因子の関係性の分析手法の提案 [様式 7-2]

医療費増加の背景にある因子との関係性を分析する手法や考え方、本県の特徴的な医療費と医療費増加因子を特定する手法や考え方を提案すること。

ウ 分析結果の考察や評価手法の提案 [様式 7-3]

分析結果の考察の手法や想定される評価手法や考え方を提案すること。

エ その他（分析結果報告書の作成、報告会の開催等）の提案 [様式 7-4]

③業務実施体制

ア 配置予定者一覧 [様式 8-1]

本業務の遂行に当たって、「総括責任者」、「業務責任者」、「分析方針策定者」、「業務担当者」となる者について記載すること。

- a. 「総括責任者」とは、本業務の最高責任者となる者で、最終決定を行う者である。
- b. 「業務責任者」とは、本業務の遂行に必要な指揮・監督を行い、進捗を管理し、業務の遂行に関して本県との連絡窓口になる者であり、必ず 1 名を選任すること。
- c. 「分析方針策定者」とは、上記 4 (8) に掲げる知識を有し、分析方針の策定を担当する者である。
- d. 「業務担当者」とは、総括責任者・業務責任者・分析方針策定者以外で、各分野における担当者や本県との打合せに参加しうる者等、一定程度主要な役割を担う者をいい、全員の記載を要しない。

※総括責任者と業務責任者、分析方針策定者のいずれかが同一の者となる場合は、その旨を本様式に記載すること。

イ 業務分担及び業務実施体制 [様式 8-2]

- a. 業務分担や業務実施体制について、業務間の関係性が分かるように記載すること。
- b. 様式 8-1 の記載内容と整合性がとれるよう留意すること。

④情報管理体制（個人情報等） [様式 9]

個人情報を保護し、また、本県から提供するデータの管理に万全を期すための情報管理体制について、情報管理上の効果的な対策や個人情報保護に対する従業者への効果的な研修対策（計画）等を記載すること。

⑤業務のスケジュール [様式 10]

成果物提出までの業務の進め方、業務内容の時系列の流れが分かるように記載すること。

⑥価格提案書 [様式任意]

- ア 内訳を消費税及び地方消費税抜きで明らかにした上で、その内訳の小計に消費税及び地方消費税率（10%とする）を乗じたものを、最終的な見積額として記載すること。
- イ 共同事業体は、構成員別ではなく、共同事業体としての見積額を示すこと。
- ウ 委託上限額を超えないこと。
- エ 副本には、応募者の名称は記載しないこと。

(3) その他

- ①企画提案書一式の提出は、各応募者 1 案までとする。
- ②企画提案書一式の提出後、不明点等について本県より問い合わせする場合がある。
- ③企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ④上記 (1) の提出期限までに、必要書類の全てが揃っていないものや内容に不備があり補正することができないものは、受理できないため留意すること。
- ⑤参加申込をしたにもかかわらず、上記 (1) の期限までに書類の提出がなかった場合

- は、参加辞退したものとみなす。
- ⑥企画提案書一式の提出後、参加辞退する場合は、速やかに上記 5 (1) へ電話連絡するとともに、辞退届 [様式 12] を持参又は郵送により提出すること。
 - ⑦その他、書類の作成に当たっては、下記 9 (5) 「失格事由」及び 15 「その他」を熟読し、留意すること。

9 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(2) 評価方法

企画提案書一式（上記 8 (2) の②～⑥及び同種業務実績 [様式 3] ）、プレゼンテーション及び質疑応答について、評価基準に基づき、「令和 5 年度奈良県医療費増加要因分析業務委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が評価（採点等）を行い、契約の相手方の候補者として 1 者選定する。

(3) プレゼンテーション及び質疑応答の実施

①開催日時及び場所

参加申込者に対して別途通知する。（令和 5 年 7 月上旬頃を予定）

②開催方法

以下のいずれかの方法で実施。

ア 審査会場において参集形式での審査（審査会場は審査予定日と併せて通知）

イ WEB 会議システムを用いて、提案者の居所と審査会場をリモート接続（参加 URL は審査予定日と併せて通知）

※プレゼンテーションに係る通信費その他費用は提案者の負担とする。

③順番

提案者が複数ある場合、企画提案書一式の提出順にプレゼンテーションを実施させる。

④出席者

プレゼンテーションへの参加は 3 名までとし、様式 8-1 における「業務責任者」は必ず参加することとする。

⑤持ち時間及び時間配分

1 提案者あたりの持ち時間は 35 分を予定し、内訳は次のとおり。

プレゼンテーション：20 分

質疑応答：15 分

⑥その他

プレゼンテーションの内容は、企画提案書一式（上記 8 (2) の②～⑥及び同種業務実績 [様式 3] ）の内容とし、これらに記載のない追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。

(4) 候補者の選定方法

- ①失格者を除いた者のうち、上記(1)の総合点が最も高い者で、かつ審査委員会の合議により認められた者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ②最高点の者が複数の場合は、以下のとおり選定する。
 - ア 評価項目6「企画提案②医療費と医療費増加因子の関係性の分析手法の提案」の点数が高い者
 - イ アが同点の場合は、評価項目7「企画提案③分析結果の考察や評価手法の提案」の点数が高い者
 - ウ イが同点の場合は、評価項目5「企画提案①医療費及び医療費増加因子の整理手法の提案」の点数が高い者
 - エ アからウがいずれも同点の場合は、第1位候補者の選定を審査委員長に一任する。
- ③①、②にかかわらず、次に掲げる項目に該当する場合は候補者として選定しない。

なお、提案者が1者の場合もこれを適用する。

 - ア 総合点が6割未満の場合
 - イ いずれかの評価項目で審査員の平均点が5割未満の場合

(5) 失格事由

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ②本説明書及び様式に示した提出書類等の作成及び提出に関する条件に違反し、その補正に応じない場合
- ③価格提案書の金額が上記2(4)の委託上限額を超える場合
- ④評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥上記4の参加資格要件が備わっていない場合
- ⑦一以上の審査項目についての記載がない場合
- ⑧プレゼンテーション及び質疑応答に不参加の場合
- ⑨その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果及び決定した候補者を、文書により通知する。

なお、企画提案参加者から申し出があり、選定結果通知書面を上記5(1)へ持参し、企画提案参加者と同一者（法人又は団体の場合はその構成員を含む。）であることを確認できた場合には、当該企画提案参加者の順位、総合点及び評価項目毎の得点を記載した書類を閲覧できる。

11 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と本県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。なお、特定された者が正当

な理由なく遅延した場合は特定を取り消すことがある。

- (2) 受託者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、奈良県契約規則第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、これを免除することができる。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、上記 (1) の協議が不調に終わった場合等、契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届〔様式 12〕を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。ただし、上記 9 (4) ③の条件を満たす場合に限る。
- (5) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則及びその他の本県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

12 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、本県は契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（下記 (7) において「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記 (1) から (5) のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 下請契約等に当たって、上記 (1) ～ (5) のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記 (6) に該当する場合を除く。）において、本県が当該契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (8) 本県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

13 契約の解除

契約締結後、本県との契約者が上記 12 (1) ～ (8) のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、本県は契約を解除することができる。また、契約を解除した場合は、当該契約者には、本県に対する損害賠償義務が生じる。

14 事情変更への対応

災害や感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について受託事業者と本県と協議を行い、本県が決定する。

15 その他

(1) 提出された応募書類の取扱い

- ①提出された全ての書類は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、行政文書開示請求があった場合は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で開示しない。
- ②提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ③提出された応募書類は返却しない。
- ④企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑤企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(2) その他

- ①書類等の作成に用いる言語、通過及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- ②書類に用いる文字の標準サイズは、10.5ptとする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは9ptまでとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。
- ③提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、選考結果にかかわらず、提案者の負担とする。